

○上西委員 日本維新の会の上西小百合でございます。

本日は、四十五分間の質問時間で、国民、消費者目線の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在、食材や産地の偽装などの不正多発、高齢者などの社会的弱者の消費者被害の増加等の問題が山積する社会情勢の中で、今回の改正二法案の早期成立を私は願っている立場であることをかねがね当委員会で述べさせていただいておりますが、本日もその旨を冒頭で繰り返させていただきました上で、通告に従って順次質問をさせていただきます。

まず、消費者安全法改正案では、消費生活相談員の法的位置づけが明確化され、都道府県や市町村に置く職として法定化され、消費者、事業者双方にとってわかりやすい存在になり、その任用要件が法定化されることは、質の高さを担保し、相談に伺う消費者の安心度が高まり、相談員の方々も大いにモチベーションが上がるものと期待をいたしておるところでございます。

しかし、そのような期待とは裏腹に、今まで、国センの土日祝日消費生活相談業務について、何度かその不透明さについて疑義を述べさせていただきましたが、先日の当委員会でも、一者応札の応札者側にして契約相手側の公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事からも御説明をいただいたところ、国センと全相協の御答弁に看過しがたいそごが多数見られますので、改めてお伺いをいたしたいと思っております。

まず、これまでの御答弁を整理いたしますと、三月二十五日、国セン松本理事長は、落札金額約六千二百六十四万円の基準となった入札予定価格の積算根拠を尋ねた私の質問に対して、相談員の日当一万五千元、平均二十二名、百十一日で積算した、このように明言をされました。

また、業務は、基本的に、その場で即答可能な範囲のアドバイスをすれば終わり、対応できなければ平日の担当者に引き継ぎをする等の緊急避難的なものでしかない、このように、相談員のスキルも能力も余り必要ではないのではないかと、このように感じられる御発言をなさいました。

特に、日当に関しましては、御答弁の用意すらなかったもので、事務方のメモによって一万五千元と答弁されましたから、その金額はまさに国センの積算金額そのものであることは、疑う余地もございません。

ところが、理事長の御答弁どおりに計算をすると、三千六百六十三万円にしかならず、落札者の余剰金が二千六百万円以上にもなります。

そして、翌日、この余りに不可解な実態がマスコミに報道されると、急遽、国センから、一万五千元は一番未熟な消費生活相談員の日当であり、その金額をベースに、休日出勤手当や、仕様書に記載してある経験年数に達した者の加算があるといった形で説明が変遷し、四月十五日の当委員会で参考人として出席された全相協の専務理事は、報酬プラス休日の割り増し、交通費、研修費、相談カードを正確につくるための残業、これらがあり、とても日当一万五千元ではおさまらないというふうにお話しになりました。

要するに、休日出勤手当三五%が加えられているから、その分の費用は増すとのことでした。

しかし、これは、私は子供だましの詭弁にすぎないと思っております。なぜならば、休日手当は、従業員が事前に労働基準法に基づいて決められた法定休日に出勤をやむを得ずさせられたときに生じる手当であり、また、それを行うには、いわゆる三六協定を労使が締結していなければならないはずで

す。労基法に対するこうした私の認識は正しいでしょうか。厚生労働省から御見解をお聞かせください。